



せらたすきーポイント Q&A

Q1	せらたすきーポイントを利用するには手続きが必要ですか？
A1	事前に利用登録を行う必要があります。マイナンバーカードをご持参のうえ、福祉課またはせらにし支所生活課で利用登録手続きを行ってください。
Q2	利用者本人が利用登録手続きに行くことができません。代理人が利用登録手続きを行うことは可能ですか？
A2	代理人も手続きを行うことは可能です。
Q3	利用登録の際に必要なものを教えてください。
A3	【利用者本人が申請する場合】 ① マイナンバーカード ② マイナンバーカードに設定している4桁の暗証番号または6桁の暗証番号 【代理人が申請する場合】 ① 利用者のマイナンバーカード ② 利用者のマイナンバーカードに設定している4桁の暗証番号または6桁の暗証番号 ③ 代理人の本人確認書類（顔写真付きの場合は1点、顔写真付きでない場合は2点） ④ 委任状
Q4	マイナンバーカードを持っていません。せらたすきーポイントはもらえますか？
A4	マイナンバーカードをお持ちでない方はせらたすきーポイントを利用することができません。お早めに、町民課またはせらにし支所生活課でマイナンバーカードの申請を行ってください。
Q5	マイナンバーカードの暗証番号が分かりません。どうしたら良いですか？
A5	町民課またはせらにし支所生活課で暗証番号の再設定を行ってください。
Q6	マイナンバーカードを申請していないので、せらたすきーポイントを紙の券で交付してもらえますか？
A6	令和8年1月から紙の券は交付できません。
Q7	マイナンバーカードの有効期限が切れています。利用登録はできますか？
A7	マイナンバーカードの有効期限が切れている場合、利用登録はできません。町民課またはせらにし支所生活課でマイナンバーカードを更新し、更新後のマイナンバーカードをご持参のうえ、福祉課またはせらにし支所生活課で利用登録手続きを行ってください。また、電子証明書の有効期限が切れている場合や電子証明書を発行していない場合も利用登録手続きができませんので町民課またはせらにし支所生活課で電子証明書発行の手続きを行った後、利用登録手続きを行ってください。

裏面もご確認ください。

せらたすきーポイント Q&A



Q8	現在マイナンバーカード更新中です。更新後は再度利用登録を行う必要がありますか？
A8	マイナンバーカードを更新した場合、再度利用登録を行う必要があります。更新後のマイナンバーカードをご持参のうえ、福祉課またはせらにし支所生活課で、再度利用登録手続きを行ってください。
Q9	何を持ってタクシー等に乗車すれば良いですか？
A9	せらたすきーポイントが登録されたマイナンバーカードを持って乗車してください。降車時に車両内の専用端末にマイナンバーカードをかざすと料金が減算されます。
Q10	せらたすきーポイントの利用方法について教えてください。
A10	① マイナンバーカードを持ってタクシー等に乗ってください。 ② 運転手にせらたすきーポイントを使うことを伝えてください。 ③ 降車時に車両内の専用端末にマイナンバーカードをタッチしてください。乗車料金が減算されます。
Q11	翌年度以降せらたすきーポイントをもらうには何か手続が必要ですか？
A11	翌年度以降も引き続き対象者である場合、手続は不要です。翌年度の4月1日以降の最初にマイナンバーカードを専用端末にタッチしたときに、自動で更新されます。
Q12	マイナンバーカードを紛失しました。せらたすきーポイントはどうなりますか？
A12	マイナンバーカード再発行後、再度、福祉課またはせらにし支所で利用登録手続きを行ってください。再発行後のマイナンバーカードへせらたすきーポイントの残ポイントを登録します。
Q13	せらたすきーポイントの残ポイントが分かりません。確認方法を教えてください。
A13	タクシー等乗車時に車両内の専用端末にマイナンバーカードをタッチし、残ポイントを確認してください。
Q14	有効期限までに利用しなかったせらたすきーポイントは翌年度以降、繰越することはできますか？
A14	残ポイントを翌年度に繰越することはできません。

その他ご不明な点があればお問合せください。



お問合せ先

担 当 ： 福祉課 高齢者地域包括支援係

電 話 ： 0847-25-0072（直通）

メール ： fukushi@town.sera.hiroshima.jp